

サポート資源提供システム運営委員会規程

2002年6月20日理事会承認

（趣旨）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター（以下「センター」という）の特別プログラム「サポート資源提供システム」（以下、「システム」という）運用規程の第3章の規程に基づき設置された「サポート資源提供システム運営委員会」（以下「運営委員会」という）の運営に必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 運営委員会は、サポート資源提供システムの発展と活性化、そして円滑かつ公正な運用を確保することを目的とする。

（構成）

第3条 運営委員会は、以下の各員をもって構成する。

（1）システムの登録企業・団体のうちの「システム協賛企業・団体」

（2）システムの登録企業・団体のうちの「システム提携企業・団体」

（3）システム事務局（センター）

2 運営委員として、前項で定める者の他に、学識経験者、有識者等を加えることができる。

3 必要に応じて、運営委員会に幹事会を置くことができる。幹事会の運営に必要な事項については、運営委員会にて協議の上定める。

（役員）

第4条 運営委員会に、委員長1名、副委員長3名以内の役員を置く。

2 役員は運営委員会の中から互選する。

3 運営委員会の規模と必要によって、幹事および幹事会を置くことができる。

（会議）

第5条 運営委員会は、毎年2回以上、これを開催することとする。

2 運営委員会は委員長が招集する。

3 幹事会は運営委員会の決定により、必要に応じて委員長が招集する。

（議長）

第6条 運営委員会の議長は委員長または委員長の指名による。

(機能)

第7条 運営委員会は、以下の各点について、協議を行う。

- (1) システムの事業に関すること。
- (2) システムの構成に関すること。
- (3) システムの会計・資産管理に関すること。
- (4) その他運営委員会が必要と認めること。

(協議事項の尊重)

第8条 センターおよび運営委員は、システムの運用に際しては、運営委員会での協議事項を尊重するように努めなければならない。

(委任)

第9条 本規程に定めなきことは、センターのシステム運用規程に準じた上、運営委員会で別に定める。

附則

- 1 この規程は、2002年7月16日より施行する。